

公的年金シリーズ 第2弾
いまから知っておきたい
遺族年金の基礎知識

資料作成： 特定社会保険労務士 三宅 明彦

目次

■ 1. はじめに.....	1
■ 2. 遺族年金（給付）に関する基本事項.....	2
■ 3. 遺族年金（給付）の受給額.....	4
■ 4. 遺族年金の改正案.....	6
■ 5. 民間保険の活用.....	7

公的年金シリーズ 第2弾

いまから知っておきたい

遺族年金の基礎知識

■ 1. はじめに

以前からですが、年金の損得論は絶えることはありません。公的年金制度は中立を基本に設計されていますから、そもそも損得論をすること自体がどうかとも思われますが、現実には、「年金は払っても元が取れない」とか、「長生きしなければ損だから払いたくない」とか、「何年もらえば元が取れるのか」ということをよく耳にします。

「何年もらえば元が取れるのか」という考え方は、自分がもらえる老齢年金に焦点をあてており、残された遺族に支給される公的年金である遺族年金のことは含まれていない考え方です。遺族年金の給付額は死亡者の保険料納付実績に応じて決まりますから、死亡後も遺族に給付が続きます。

遺族年金は、公的年金の被保険者または被保険者であった方が死亡した場合に残された遺族に支給される給付で、残された遺族の生活の安定が目的です。そのため、税法上も非課税扱いになっています。

しかし、被保険者または被保険者であった方が死亡した場合に、残された遺族であれば誰でもが公的年金である遺族年金（遺族給付）を受けられるわけではなく、公的年金には受けるための様々な条件があります。また、その給付は請求手続きをしないと受けることはできません。

また、民間会社の生命保険による死亡時の保障は、お子様が小さい時には保証がないと生活に困ることがありますので必要な場合もあります。

今後、遺族年金も18歳未満の子がない場合で、60歳未満の遺族の場合、5年間しか受け取れない有期年金に改正される予定です。そのため万が一のことがあったときに、お金が足りなくなる可能性も考えられます。

遺族年金についてよく知っておくことで、将来の生活設計を立てる上で、どのくらいの準備が必要か把握できます。そして、遺族年金だけでは不安がある場合や今後の遺族年金の改正を考えると、民間会社の生命保険も検討してみましよう。

これから死亡後に支給される遺族給付について、押さえておきたい基本事項を説明します。

■ 2. 遺族年金（給付）に関する基本事項

（1）国民年金の遺族給付

① 遺族基礎年金

○死亡した方

次の1から4のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに支給されます。

1. 国民年金（1～3号・以下同じ）の被保険者である間に死亡したとき
2. 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき
3. 老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき（25年以上の資格期間がある場合）
4. 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が25年以上ある方が死亡したとき

（※注）1及び2の要件については、死亡日の前日において、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の2/3以上あること。または、死亡日が令和8年3月末日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

○受給対象者

死亡者に生計を維持されていた以下の遺族。

1. 子のある配偶者（内縁を含む）
2. 子

（※注）子とは18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害等級の1級または2級の状態にある方。

なお、子のある配偶者が遺族基礎年金を受けている間や、子に生計を同じくする父または母がいる間は、子には遺族基礎年金は支給されません。

② 寡婦年金

○死亡した方

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間及び免除期間（※注）が10年以上あり、障害基礎年金や老齢基礎年金をもらったことがない夫が亡くなったとき。

（※注）学生納付特例期間、納付猶予期間を含む。ただし、学生納付特例、納付猶予の期間は、年金額には反映されません。

○受給対象者

亡くなった夫と10年以上継続して婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の3/4になります。また、妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されません。

③ 死亡一時金

○死亡した方

死亡日の前日において第1号被保険者として保険料を納めた月数（3/4納付月数は3/4月、半額納付月数は1/2月、1/4納付月数は1/4として計算する）が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなったとき。

○受給対象者

死亡した方によって生計を同じくしていた遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の中で優先順位の高い方）に支給されます。

（2）厚生年金の遺族給付

☆ 遺族厚生年金

○死亡した方

次の1から5のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに支給されます。

1. 厚生年金・共済組合に加入中（＝在職中）の方が死亡したとき
2. 病気退職後に死亡したとき（ただし、在職中に初診日のある病気やケガが原因で、初診日から5年以内に死亡したときに限る）
3. 1級または2級の障害厚生年金をもらっている方が死亡したとき
4. 3級の障害厚生年金をもらっている方が同一病名で死亡したとき
5. 老齢厚生年金をもらっている方またはもらえる資格がある方が死亡したとき

（*注）1及び2の要件については、死亡日の前日において、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の2/3以上あること。または、死亡日が令和8年3月末日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

○受給対象者

死亡者に生計を維持されていた以下の遺族（受給順位も以下の通り）。

1. 配偶者（内縁を含む）・子
2. 父母
3. 孫
4. 祖父母

（*注）

- ・子、孫とは18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害等級の1級または2級の状態にある方。
- ・子のない夫・父母・祖父母とは55歳以上であること、なお、支給は60歳からになります。ただし、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、55歳から60歳の間であっても遺族厚生年金を受給できます。
- ・子のない30歳未満の妻は、5年間のみ受給できます。
- ・受給者が失権（死亡等）した場合、後順位者へは引き継がれません（転給はしない）。

（3）遺族年金生活者支援給付金

○受給対象者

以下の要件をすべて満たしている方が対象です。

1. 遺族基礎年金を受けている
2. 前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下

（*注）

- ・遺族年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
- ・同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

○給付額

月額5,310円

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,310円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

■ 3. 遺族年金（給付）の受給額

（1）国民年金の遺族給付

① 遺族基礎年金

○子のある配偶者が受けるとき

816,000円＋子の加算（昭和31年4月2日以降生まれ）

813,700円+子の加算（昭和31年4月1日以前生まれ）

○子が受けるとき

次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。

816,000円+2人目以降の子の加算額

（*注）

- ・1人目および2人目の子の加算額 各234,800円
- ・3人目以降の子の加算額 各78,300円

② 寡婦年金

夫がもらえたはずの老齢基礎年金×3/4（第1号被保険者期間から算出した額）。

③ 死亡一時金

保険料を納めた月数に応じて120,000円～320,000円で、付加保険料を納めた月数が36月以上ある場合は、8,500円が加算されます。

*死亡一時金の金額

保険料納付月数	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

（*注）

- ・遺族が、遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。
- ・寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。
- ・死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年です。

（2）厚生年金の遺族給付

☆ 遺族厚生年金

遺族厚生年金の計算式は以下の通りです。

遺族厚生年金額＝①＋②

①⇒平均標準報酬月額（給与の平均）×7.125/1,000×平成15年3月までの加入月数×3/4

②⇒平均標準報酬額（給与+賞与の平均）×5.481/1,000×平成15年4月以降の加入月数×3/4

なお、短期要件の場合で加入月数が300月（25年）未満の場合には、以下のように計算します。

（①の年金額+②の年金額）×300/①の加入月数+②の加入月数

○65歳以上の場合

65歳以上で老齢厚生年金を受ける権利がある方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取る時は、「死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4の額」と「死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の1/2（遺族厚生年金の2/3）の額と自身の老齢厚生年金の1/2の額を合算した額」を比較し、高い方の額が遺族厚生年金として支給されます。また、遺族厚生年金は老齢厚生年金との差額が支給されます。

○中高齢の寡婦加算と経過的寡婦加算

夫が死亡したときで短期要件の場合、または長期要件の場合で厚生年金に20年以上加入していた場合は、夫の死亡当時に妻が40歳以上で子がない時、または子が18歳到達年度の年度末（障害者の子は20歳）になった時に妻が40歳以上であれば、妻が65歳になるまでの間、中高齢の寡婦加算として、612,000円が加算されます。

その後、妻が65歳になると中高齢の寡婦加算はなくなりますが、昭和31年4月1日以前生まれである場合には、その後、経過的寡婦加算が加算されるようになります。

■4. 遺族年金の改正案

(1) 20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直し

【見直しの意義】

女性の就業の進展、共働き世帯の増加等の社会経済状況の変化や制度上の男女差を解消していく観点を踏まえて、20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を見直す。

※施行日前に受給権が発生している遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持する。

【見直しの方向性】

1. 男女差の解消

20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を、配偶者の死亡といった生活状況の激変に際し、生活を再建することを目的とする5年間の有期給付と位置付け、年齢要件に係る男女差を解消することを検討する。

2. 対象年齢の引上げ

現在、妻が30歳未満に死別した場合に有期給付となっている遺族年金について、適切な配慮措置を講じた上で、30歳以上へと対象年齢の引上げを徐々に行うことにより、20代から50代に死別した子のない妻に対する遺族厚生年金の見直しを行う。引上げの施行に当たっては、現に存在

する男女の就労環境の違いを考慮するとともに、現行制度を前提に生活設計している者に配慮する観点から、相当程度の時間をかけて段階的に施行することとする。男性については、こうした女性の対象見直しと合わせて、給付対象となる年齢を拡大する。

3. 現行制度の維持

なお、養育する子がいる世帯としてみた場合の遺族厚生年金、高齢期の夫婦の一方が死亡したことによって発生する遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持する。

(2) 男女差解消と有期給付化拡大

【見直しの方向性】

1. 次期改正

時期改正において、20代から50代に死別した子のない妻に対する有期給付の対象年齢を現行制度における30歳未満から段階的に引き上げるとともに新たに60歳未満の夫を有期給付の支給対象とすることを検討する。なお、養育する子がいる世帯、高齢期の夫婦及び既に受給権が発生している者への遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持する。

2. 配慮措置

- a 現行制度の離婚分割を参考に、死亡者との婚姻期間中の厚年間に係る標準報酬等を分割する**死亡時分割（仮称）の創設**を検討する。これにより、分割を受けた者の将来の老齢厚生年金額が増加する。
- b 現行制度における生計維持要件のうち**収入要件の廃止**を検討する。これにより、有期給付の遺族厚生年金の受給対象者が拡大する。
- c 現行制度の遺族厚生年金額（死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の3に相当する額）よりも金額を充実させるための**有期給付加算（仮称）の創設**を検討する。これにより、配偶者と死別直後の生活再建を支援する。これらの配慮措置を講ずることにより、配偶者と死別直後の生活再建を支援するとともに、高齢期における生活保障への対応を行う。

■ 5. 民間保険の活用

現在でも平均寿命は延びていますから、現役時代に死亡するケースは少なくなっていますので、死亡時に支払われる生命保険よりも長生きした場合の老後の年金の方が必要性は高いものと思われます。

しかし、万が一、お子様が小さい時に亡くなってしまうと、その後の生活が立ち行かなくなる可能性は高いので、そのための保障は必要ではないかと思われます。

ですから、遺族年金だけでは生活に不安があり、また、今後の遺族年金の改正を考えると、民間会社の生命保険の必要性は上がってくるものと思われます。ただし、必要以上の保険に加入することはありませんので、FP（ファイナンシャルプランナー）等に相談してみるのもよいでしょう。

【著者プロフィール】 三宅 明彦 （みやけ あきひこ）

特定社会保険労務士。大学卒業後、サラリーマンを経て、平成4年に社会保険労務士資格を取得し開業。平成18年に特定社会保険労務士を取得。

各金融機関や社会保険労務士会等にて年金セミナー・年金研修・年金相談講師を主に行い、企業の労務管理や雑誌の執筆も行なっている。TV・ラジオ出演があり、著書・DVD等も多数刊行している

主な著書等：「年金制度・年金改革総まとめ」（中央経済社）、「令和2年度公布 公的年金制度改正解説と想定相談事例集 DVD版」（日本法令）等

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局
